

北の自然

号外

1983年3月22日

三知事候補の

公開質問状・回答出る

ふきのとうが頭を出す季節になりました。長い冬を経た後の、春は、一層まぶしさを増して、目にとびこんできます。新しい時の始まりを感じさせてくれます。

折しも、今年四月十日は、地方統一選挙です。私たち、自然を守る立場からも、強い感心をもっております。そこで、知事立候補者、三名に公開質問状を出し、その回答をいただきました。全文を「北の自然号外」でお知らせします。表にしてはありますが、原文ですので、会員各位の選挙にあたり、参考にさせていただければ幸いです。

緑多き、北の自然を、より良き状態で次代に伝えるため、今後とも努めてまいりたいと思っております。

皆様の一層のご理解とご支援をお願いいたします。

(事務局)

質問内容	三上 顕一郎	横路 孝弘	広谷 陸男
1. 流域下水道計画がもたれていますが、計画についてご存知ですか。	知っております。道内では「石狩川」「十勝川」「函館湾」の三ヶ所において現在事業を進めていると承知しております。	存知しています。	流域下水道と公共下水道とは、異なったカテゴリーで、公的機関で設置運営するなら公共下水道であり流域下水道が悪くて、公共下水道ならよいという問題ではありませんが、下水道を設置し、そのまま河川に、たれ流すか、終末処理を行なうか、どのような処理を行なうかが問題です。
2. 下水道には、流域下水道、公共下水道など、人口密度や地形などによって、いろいろな処理方法があります。流域下水道にした理由をお聞かせ下さい。	当該水域の公衆的な水質保全、施設整備、管理面での経済性、さらには関係市町村の意向を勘案して、流域下水道としたものと考えます。	(直接回答する立場になし)	小規模な自治体が、それぞれ個々に施設するのではなく、何町村かが組合を作り、一定規模で行なう方が合理的かつ経済的な場合があるのは当然です。流域下水道の場合、その運営がいかに民主的に行なわれ、住民の意向が反映できる条件があるかどうか問題です。
3. 現在、下水処理は、二次処理までですが、本来三次処理まで必要と考えます。この点、どのように考え取り組まれますか。	現在、水質環境基準の達成、維持又は、湖沼等の富栄養化の防止などを図る上で、特に必要とされる地域では、三次処理が行なわれており、本道の場合も今後水域の実情に応じ検討する必要があると思えます。	三次処理までが当然と考えます。環境保全の観点からも三次処理施設の整備につとめます。	一般下水の場合、「本来三次処理まで必要」とは必ずしも言えません。その受入れ河川、湖沼、海湾などの条件で異なります。できるだけきれいな排水とすることは望ましいことですが、その条件に応じ(例えば閉鎖水域である茨戸湖への排水などについては慎重に対応し)対応し、必要な地点では三次処理を進めます。
4. 琵琶湖富栄養化防止条例で知られる、合成洗剤の無リン化か	合成洗剤が普及した当初に利用されていた界面活性剤ABSは、	無リン化のみならず、有害と思われる合成洗剤については、健康	添加物であるリンによる栄養化が問題になっており、無リン化を

ら、現在では、無リンのみならず、合成洗剤そのものの追放が求められています。河川、湖沼海洋の汚染防止の点から、洗剤問題をどう考え、取り組まれますか。	生物的に分解されにくく、河川や下水処理場において、発泡するなどの問題をおこしておりますが、現在使用されているLASやAOSは、生分解度が95%以上となっており、現時点において全ての合成洗剤を追放することは、考えなくともよいと思えます。	維持、汚染防止の観点からその使用を規制します。	進めるべきですが、合成洗剤すべて悪であり、石けんであれば全く問題がないというものではありません。合成洗剤を総て否定するのは正しい科学的態度とは思っていません。ソフトタイプで分壊が早く、河川、湖沼の汚染負担の少ないものをより開発し、環境問題についても十分に調査、研究し、汚染を少なくするように取り組みます。ホテル等排水は進約し処理する方向で進めます。
5. 合成洗剤不使用にむけての条例の制定、石けんの奨励について、どう取り組まれますか。	合成洗剤不使用にむけての条例の制定は考えておりませんが、湖沼等における富栄養化防止の観点から、従来どおり、石けん又は無リンの合成洗剤の使用について、一般消費者に協力を求めたいと考えています。	合成洗剤不使用を条例制定で行うより、自主的な追放運動や関係者との協議の中で規制することを基本にします。また、そのためのガイドラインを自然環境保護団体の参加を経て定めます。	
6. 国立、国定、道立自然公園内の湖沼の富栄養化が進んでいますが。その多くは、ホテル等の排水たれ流しによるものです。浄化にむけ、具体的対策をどう取り組まれますか。	ホテル等の発生源に対する排水規制の強化やリンを含む合成洗剤の使用を抑制するとともに、特に主要湖沼については、公共下水道の整備を促進してまいります。	本州のみならず、道内の湖沼、とりわけ自然公園内においても、規制値をこえる汚染がすすんでいます。緊急な環境浄化対策がのぞまれていると思えます。	
7. 現在、道内の河川の多くは、砂防ダム、護岸、河川改修により、河川生態系は著しく破壊されています。とりわけ、魚道の少ない砂防ダム、多目的ダム等により、魚類の生息環境が脅かされています。河川環境の保護、河川改修の在り方、魚道の設置、	河川などの工事にあたっては、魚類の生息環境への影響を最小限にとどめるよう配慮しております。近年砂防ダム工事においては必要な場合、魚道の設置を行なっています。また多目的ダムの堤高の高いダムでは、魚道の設置がむずかしいので、例えばダムの貯水池を	河川生態系の急速な変化を抑え、その破壊をさけるために、砂防ダム等の建設時におけるアセスメントを充分行い、魚道の設置などを行ないます。	砂防ダム、護岸等治水に必要な施設もあり、その河川の生態系をよく調査、研究して、その河川に応じた魚道等の施設を設置者に求めます。また治水計画についても従来の高水工法を基礎とした計画については抜本的に見直します。

質問内容	三上 顕一郎	横路 孝弘	広谷 陸男
<p>等について、どう考え、取り組みますか。</p> <p>8. 自然公園の基本的理念について述べて下さい。</p> <p>9. 欧米に比べ、日本の公園利用のあり方は極めて、無秩序であるといわれています。公園利用の大衆化とともに、保護策を具体的に提示下さい。</p> <p>10. 昭和48年の国の自然環境保全審議会で「今後、国立公園内の山岳道路はつくりたくない」との答申があることをご存知ですか。</p>	<p>利用して養殖放流を行うなど水産資源の保護につとめています。このほか、既設ダム、頭首工など工作物に対する魚道設置については、さくらますが上する河川内の工作物を主対象として設置してきており、今後も整備をすすめていきたいと考えます。</p> <p>本道の自然公園は雄大な山岳、湖沼、森林等からなす優れた風景地であり、適切な保護と利用が図られるべきものと考えております。</p> <p>自然公園については、自然保護法に基づき、保護計画を策定し、優れた風景地などの保護保全を図っております。今後公園利用の大衆化に伴い必要に応じて計画の見直しをするなど保護の徹底を図るべきと考えます。</p> <p>林会長が国立公園等における道路の新設について「すぐれた景観を保持している地域など道路建設に伴う人為的要因が大きな自然環境の破壊の誘因となるおそれのある地域は、あらかじめ慎重に避けるよう配慮されるべきである」という内容の談話を発表したことは承知しております。</p>	<p>開発・交流をすすめます。</p> <p>自然公園は、保全と利用の二つの目的をもっています。この場合でも、文化遺産の保存のため、手つかずに守るべき自然と、活用すべき自然について、選択する時代にあると思います。</p> <p>活用すべき自然についても①レジャーの増員 ②監視員の教育 システムの確立 ③自然保護や愛護組織との協力 ④教育的啓発等、総合的な自然保護制度の見直し、自然と係る意識の普及が必要とおもいます。</p> <p>同48年の答申の際に林会長発言として、あったことを記憶しています。</p>	<p>自然公園は、できるだけ、自然の現況を保護していくべき地域ですが、同時に住民が自然と接し、自然の環境に親しめる場でもあるべきです。</p> <p>このため、商業主義的な観光施設を設けるのではなく、秩序ある保養施設、自然観察施設などを設け、道民、国民に解放します。</p> <p>日高横断道路、東海―別海道路などの建設に反対します。</p> <p>環境影響評価は、建設等の手続き問題に少化されていますが、本来の環境評価のあるべき姿にすべきと思います。他の山岳などについても、この立場での評価に基づき対応します。</p>

<p>14. 大雪山国立公園内の一般道々士幌、然別湖線は、自然保護上問題が多いとされ、現在工事が中断されています。今後の対応</p>	<p>この道路は既に着工中であり、環境影響評価の対象ではありませんでしたが、住民などの要請を受けて、環境影響評価を行い、専門</p>	<p>公園内なので問題点を充分把握し、その解決がはかられる方途が定まるまで、工事は進めるべきではありません。</p>
<p>13. 日高山脈、えりも国立公園内に、計画されているダム建設は、日高中央横断道路と同一の場所です。</p> <p>札内ダム計画と道路計画との整合性について、どのようにお考えですか。</p>	<p>札内ダムは現在、実施計画調査中で位置・規模など未定と聞いております。決定にあたっては、地域の環境に十分配慮されるものであり、実施計画と、当然、整合されるものと考えています。</p>	<p>札内ダム計画についても道路の建設と同様にアセスメントが充分に行われる必要があります。</p>
<p>12. 現在、日高中央横断道路事業は、環境影響評価報告書の不備による再調査の段階にあります。将来、この事業を環境影響評価条例の対象事業としますか。</p> <p>(昭和55年の審議会等の手続きは、条例に準じたもので、正規の適用ではありませんでした。)</p>	<p>55年に実施した環境影響評価は、条例の趣旨に沿って行なわれたものと承知しており、既に終結しているものと考えます。日高の自然は、大変貴重なものでありますので、今後の施工にあたっては、自然環境を損ねることのないよう、慎重にとり進めるべきものと考えております。</p>	<p>現在、再調査を行っているので環境影響評価条例の対象事業として、より厳正なものとしていきます。</p>
<p>11. 国立公園に準じる国定公園内の山岳道路である日高中央横断道路(開発道々静内、中札内線)の是非について、どう考えますか。</p> <p>さらに、最も原始性を有する日高山脈、えりも国定公園の保護、保全対策をどう考えますか。</p>	<p>静内、中札内線については、日高、十勝両地方にまたがる幹線道路として、必要なものであり、自然環境の保全に留意しながら、建設をすすめるべきではないと考えています。この公園は山岳景観など、すぐれた自然を有することから、その大部分が特別地域として保護されており、道路などの開設にあたっては、自然環境の保護保全には、慎重な配慮が必要と考えております。</p>	<p>いわゆる日高横断道は地元の強い要望に基づくものと伺っていますが、自然保護の観点から厳格な環境アセスメントの実施を条件とします。</p> <p>現在、再調査を行っているので環境影響評価条例の対象事業として、より厳正なものとしていきます。</p>

質問内容	三上 顕一郎	横路 孝弘	広谷 陸男
<p>はどうかされますか。</p>	<p>家からも道路建設における種々の提言をいただいたと聞いており、これらをもとに今後、地元住民と相談していきたいと考えております。</p>		
<p>15. 野付、風連道立自然公園内の東梅本別海線構想について、構想の是非を含め、どり取り組まれますか。</p>	<p>地元の多くから実現に向けての要請を受けており、現在、道路建設の可能性などを判断するためと環境の現況について調査がすすめられていくと聞いております。今後、慎重に対処する必要があると考えています。</p>	<p>12、13とも関連しますが、本道の地域開発が、総体として建設関連の公共投資に集中するところに問題があります。バランスのとれた地域振興等（風連湖の保護と活用を含め）を、地域住民と考えるなかで、道路の是非を考えていく姿勢が必要とおもいます。</p>	<p>大規模林業圏構想は、林道問題のみならず、林業上にも問題が多く反対です。</p>
<p>16. 大規模林業圏開発構想の中で、北海道は、大規模林道が着手されています。構想について、どのようにお考えですか。</p>	<p>本構想は、上川、網走、日高、十勝、釧路の各支庁管内の37市町村にまたがる176万haの森林を対象に、①林道網の整備 ②造林の推進 ③林産物の加工流通団地の育成 ④森林レクリエーション地域の整備などを計画的に推進しようとする長期的展望に立った構想であり、本道の林業振興のため、自然環境の保全に留意しながら推進してまいりたいと考えています。</p>	<p>大規模林業圏構想の見直しが必要ですが、その前提は、この林道開発に当たっての動植物への影響を充分考慮した上でのことであり、こうしたアセスメントがない限り事業は進めるべきではありません。</p>	<p>大規模林業圏問題も技術的にも未解決な問題が多く、直ちに営利的な開発を行なうのではなく、地質条件、技術面を含め、研究を重点とすべきであり、自然公園内の保護区での開発は控えるべきものと思</p>
<p>17. 国立、国定、道立自然公園内の地熱開発について、基本的理念を述べて下さい。</p>	<p>公園内の地熱開発については、アセスメントを実施し、自然環境の保全が十分はかられる地点にとどめるべきものと考えています。</p>	<p>地熱開発は必要ですが、現行の公園法の枠内では無理だと考えます。</p>	

<p>18. 自然公園内における、ゴミ捨ての規制が求められています。この点について、どのように取り組まれますか。さらに空き缶防止条例を制定するお考えはありますか。</p>	<p>美しい自然公園を維持するためには、何よりも利用者のモラルの向上が大切であると考えており、ゴミの持ち帰り運動等を積極的に展開すべきものと考えております。空き缶の制度化問題については、専門家の意見も聞いて結論を出すことが適当であると考えております。</p>	<p>公園、観光地域等でのゴミ、空き缶投棄が多いことは残念です。特に空き缶投棄防止及びその回収等については、諸外国の実例などを参考に適切な方法について関係のみなさんと協議をすすめます。</p>	<p>自然を愛し、ゴミ捨てを防止するためには、適切なゴミ収集施設を配置するとともに、市民道徳を学校、家庭、社会各分野の教育で徹底するようにすすめます。空き缶対策は企業負担が原則です。公害防止、空き缶放置防止、跡地復元を企業に義務付けるなど関連企業による基金制度を設けるため、条例化を含め、法的措置を整備強化します。また、国にも必要な助成、補助などの費用負担もさせます。</p>
<p>19. 北海道は本州と比べ大型哺乳類（例えばヒグマ、エゾシカ）の生息地です。大型哺乳類の生息実態調査の早期実施と保護について、さらに生息環境の保全について、どのように取り組まれますか。</p>	<p>大型哺乳類については、その生息数や生活状態などについて、調査していると聞いております。また保護や生息環境の保全については、駆除と保護の観点から、これまでも、生息数の調査が行なわれておりますが、今後とも駆除と保護が適切に行なわれることが望ましいと考えています。</p>	<p>大型哺乳類の実態調査については、何回か行なわれましたが、保護の在り方についても専門的な研究と手法を施さないと、現状では、ヒグマについても、絶滅の危険をもつとおもいます。早急に検討をすすめます。</p>	<p>いずれも、生息調査を十分に行ない、必要に応じて、保護区を設けるなど人間の生活との競合を去り、保護します。また、ゼニガタアザラシなど天然記念物指定とともに単に、国内での保護のみでは不十分なものについては、国際的な保護を図ります。</p>
<p>20. 希少動物（例えばクマゲラ、シマフクロウ、エゾクロテン等）の生息実態調査の早期実施と保護について、さらに生息環境の保全について、どのように取り</p>	<p>クマゲラやシマフクロウ等、希少な動物の保護は必要であると考えます。しかし営巣地の確認など、難かしい面があるので、これらの調査方法をまず検討する必要があります。</p>	<p>希少動物についても（19）と同様ですが、とくにエゾクロテンは未調査ですので早い機会に調査するようにします。</p>	

質問内容	三上 顕一郎	横路 孝弘	広谷 陸男
<p>21. 北海道東海岸は、わが国唯一のゼニガタアザラシの繁殖地です。ゼニガタアザラシの天然記念物指定が求められて、今年で9年目をむかえます。天然記念物指定と生息環境の保全について、どのように取り組まれますか。</p>	<p>国では、ゼニガタアザラシを天然記念物として指定する意向があるが、漁民の生活権との関係があり、むずかしい問題と承知しております。ゼニガタアザラシの保護は大切なことと考えているので、国と連携して、関係者の理解を得て、指定できるよう、努めたいと考えています。</p>	<p>ゼニガタアザラシについては、天然記念物指定の要望があることは承知しています。しかし、漁民等との合意に難さがあり、今後努力したいと考えています。</p>	
<p>22. 湿原は長い年月の中でゆるやかに変化しますが、昨今では、湿原周辺の森林伐採、草地化、河川改修、農薬の流入などで、環境は著しく悪化しています。湿原保護の抜本対策をどのように取り組まれますか。</p>	<p>保護を必要とする優れた湿原については、十分その実態を把握して湿原機能が損われることのないよう関係法令や行政指導の適切な運用を図り、周辺で行われる開発行為についても十分は握し、総合的な観点から保全対策を講ずべきものと考えております。</p>	<p>できるだけ早く国立公園の指定が実現するよう、国に強く働きかけます。しかし、指定が確定するまでの間、河川改修、草地造成等、湿原の生態系の変化を促進する要因について、工法の改善等が望まれていると考えています。</p>	<p>釧路湿原の国立公園化を積極的に進めると同時に、上流部の開発の規制など、単に国立公園の指定のみならず、研究者、専門家、地元住民の創意を生かし、周辺の住民の生活権を守り発展できる方向で具体化します。他の湿原も、本邦にとっては貴重な資源として保護します。</p>
<p>23. ラムサール条約に指定されている釧路湿原の国立公園指定についてどのように取り組まれますか。</p>	<p>釧路湿原の国立公園化については、できるだけ早く指定が実現するよう努力しています。</p>		
<p>24. 釧路湿原をはじめとする、道東の湿原群(標準、風蓮、落石、霧多布、厚岸)の将来的保護について、どのように取り組まれますか。</p>	<p>道東のすぐれた湿原群は、道立自然公園や天然記念物などの制度で保護されていると承知しており、今後ともさらに、これらの制度を十分活用してその保護保全を図ってまいります。</p>	<p>これらの湿原群の保護については、道独自の総合的な保護政策を検討します。</p>	<p>地場産業の振興、農漁業など基</p>
<p>25. 本道における産業経済の方向</p>	<p>一次産業、地場産業の体質強化</p>	<p>地場産業振興政策は、地域エネ</p>	<p>地場産業の振興、農漁業など基</p>

<p>とエネルギー政策の基本について、どのようにお考えですか。</p>	<p>と工業立地を両輪に産業構造の高度化をはかってまいります。また、エネルギーについては原子力をはじめ、海外炭などの導入により、エネルギー源の多様化を図るとともに、依然としてエネルギー供給の大半を占める石油の安全供給の確保や、唯一とも言える国産エネルギーである道内炭の活用を図ります。さらに、太陽熱、地熱など地域エネルギーの開発利用を促進します。</p> <p>また、エネルギー制約緩和の有効な手段のひとつとして省エネルギーを促進します。</p>	<p>ルギーとの連動を考えていますので、各種のエネルギー開発(太陽、地熱、風力、波力、バイオマス等)を促進するとともに、省エネ技術の開発も行います。</p>	<p>幹産業の振興こそ、北海道経済の発展の道であり、「列島改造論」的、重化学工業重点の政策はとりません。したがって従来いわれてきた電力(エネルギー)需要は、「列島改造論」に基づく、「高度経済成長政策」により建てられたもので、この長期見通しは抜本的に見直します。産炭地でもある北海道は、石炭エネルギーの基礎として、産炭地の復興も図ります。代替エネルギーは太陽、地熱、風力などありますが、いずれもローカルなものとなり、当面幹幹の代替エネルギーとはなりません。むしろ、低水位発電の技術開発を促進し、自然環境を破壊しなく水力発電を開発します。天然ガス等、ソ連との交渉も促進します。</p>
<p>26. 電力需要の長期見通しをどうお考えですか。</p>	<p>ここ一二年の電力需要の伸びは停滞しておりますが、今後の景気の回復や本道開発の進展による産業活動の活性化、道民生活の向上などにより着実に増加するものと考えます。</p>	<p>世界の石油事情や省エネの進行によって電力需要は計画と実績に大きな距離が出ています。(55年計画値3.7%に対し実績2.2%、56年は5.0%に対し0.8%、いずれも対前年伸び率です。高成長が望めない見通しのもとでは電力の需要長期見通しは改定が必要と考えます。</p>	
<p>27. 電力供給体制の長期見通しをどうお考えですか。</p>	<p>電力は、産業活動や日常生活に不可欠のものであり、長期にわたる電力需給の安定確保のため需要に即応して、電源開発を進める必要があると考えます。この場合、石油代替電源の開発による電源の多様化が進められることが必要と考えます。</p>	<p>電力の供給体制についても需要計画と合せるべきですが、これからは石炭火発、中、小規模発電、その他のローカルエネルギー開発によって多様化をはかるべきです。</p>	
<p>28. 地方自治体として考えられる、</p>	<p>地域に密着する地熱、太陽熱、</p>	<p>代替エネルギー開発についての</p>	

質問内容	三上 顕一郎	横路 孝弘	広谷 陸男
<p>代替エネルギー政策についてどうお考えですか。</p> <p>29. 本道として、独自の資源外交の展開の可能性についてどうお考えですか。</p>	<p>小水力など地域エネルギーの開発利用が必要と考えます。</p> <p>エネルギー政策は国際的な係わりの中での対応が必要であり、基本的には国が推進すべきものと考えます。独自の資源外交については、北方圏諸国との経済交流などを通じて推進していきたいと考えます。</p>	<p>調査研究費の増大がまず必要でしょう。</p> <p>ソ連邦よりの天然ガス導入等は積極的に進めますが、他の資源、即ち石炭、木材、農畜産物等々の輸入については、道内産業の利害を見極めたうえ考慮されなければなりません。</p>	
<p>30. 原子力発電の是非について、どうお考えですか。</p>	<p>エネルギー資源に乏しいわが国としては、現存するあらゆる資源を活用し、エネルギーの多様化を図る必要があると考えます。原子力発電は、わが国におけるエネルギー多様化の一つの柱として、海外炭やLNGなどとともに開発利用を進める必要があると考えます。</p>	<p>現在の泊原発については、その安全性について、道民が安心できる様、きびしく規制したいと考えています。</p> <p>道内に、これ以上の新規原発は認めない方針です。</p>	<p>原子力発電の安全性は確認されていないが、現時点での建設には反対です。また、燃料となるウラン及びウラン濃度は、石油以上に、対米従属の条件にあり、また、再処理技術、廃棄物処分技術も確立されていません。</p> <p>原子力に対する防災対策、施設を確立しなければなりません、殆んど対策が建てられていないのが現状です。地方自治体としては、当面事故を未然に防ぐことが大事であり、このため、地域住民の立場に立った安全協定を結び、その厳守を監視していくことが大事であり、事故に際しては、住民の避難体制を確立しておくことが重要だと思えます。</p>
<p>31. 安全性と防災体制について、どう取り組まれますか。</p>	<p>原子力発電は、昭和29年にソ連において初めて営業運転が開始されて以来既に30年近くも経過しており、その安全性は確認されているものと考えます。これまで原発を設置している県では、地元放射能を監視する施設を設置し、周辺から常時監視しているの、私としても同様な施設を地元設置し、周位から厳しく監視して行きたいと考えます。万が一の異常事態が発生した場合の防災対策は国の指針を参考に、地元市町村</p>	<p>原発立地地域内はもとより、周辺町村を含む広域防災体制についても、道民の合意が保られるように取り組みます。</p>	

<p>32. 本道の電力需要の現状から、原子力発電所立地は、電力の供給過剰の要因となり、電力総体のコストアップになるとの論がありますか、どうお考えになりますか。</p>	<p>電源開発計画は毎年度ローリングして見直されることになっており、電力需要状況によっては、電源が過剰設備にならないよう開発工程の調整を行い、原子力発電所の立地が過剰設備とならないようにすべきと考えます。</p>	<p>原子力による電力のコスト安は神話になっています。</p>	<p>安全性の確認されていない原発には反対です。燃料の濃縮ウランは、石油以上にアメリカの従属下に組み込まれるものです。発電コストは、施設費用再処理、廃棄物処、廃炉なども含めば、はるかに高いものになり、電力総体のコスト、アップになるのは明白です。</p> <p>アセスメントはすでに述べたように、本来のアセスとし、住民に本当に納得のいくものと、アセスメントの結果によっては、建設を中止する勇気が必要です。軍事利用については、非核三原則の法制化を含め、厳重に規制すべきです。海洋投棄は、国際的にも問題があり、また、北海道をゴミ捨場にする陸北処分にも反対です。</p>
<p>33. 現状のアセスメント、住民のコンセンサスを得る手法についてはどうお考えですか。</p>	<p>公害の防止や自然環境の保全をはかるため環境アセスメントの実施にあたっては、今後とも環境影響評価条例の適切な運用が必要と考えます。また、原子力発電が必要性や安全性について理解を得るため、国をはじめ、地方公共団体電力会社においては、原発講習会、視察会の開催、原発広報誌の発行などを行っておりますが、国民的な理解が得られるよう今後とも広報活動を行う必要があると考えます。</p>	<p>道の環境アセスメント条例は不備な点が多いので(例えば、関係住民だけが意見をのべることが出来て、他の道民には無い)道民サイドに立った改正が必要だと考えています。</p>	
<p>34. 原子力発電の軍事利用と抑止について、どうお考えですか。</p>	<p>我が国においては、原子力基本法に基づき、原子力利用は平和の目的に限り行うことになっているので、当然これを尊重すべきものと考えます。</p>	<p>原発の軍事利用は絶対に阻止すべきです。</p>	
<p>35. 核廃棄物処理について、海洋投棄について、どうお考えですか。</p>	<p>海洋投棄については、海洋投棄規制条約締結国会議の決議を尊重し、対処すべきと考えます。</p> <p>また、低レベル放射能核廃棄物の貯蔵施設については、現在、国</p>	<p>核廃棄物処理の海洋投棄には反対ですし、幌延町での貯蔵施設設置にも他地域開発や住民福祉の面からも反対です。</p>	

質問内容	三上 颯一郎	横路 孝弘	広谷 陸男
うに取り組みますか。	において調査研究中であり、その内容が明らかになった時点で、必要に応じ関係者や専門家の意見を聴いて判断して行きたいと考えます。		
36. 都市内、近郊の緑地造成、児童公園、都市公園などの確保、造成について、どのような行政指導をしますか。	「緑のグリーンプラン」早急に策定、各自治体が都市公園の整備、緑地の保全等を積極的に行うよう指導していく考えです。	街路樹の育成、みどりの街づくり、画一的な公園づくりをやめ、各市町村の自由な発想を生かし、また、冬期でも利用できる公園として機能する計画づくりを進めます。	住民参加を計画段階から進め、位置や施設を含め、道民の創意を生かしたものとして進め、審議会も原則として公開すべきものですが、一部財産権など、プライバシーにかかわる問題もあり、これらの問題については慎重に扱うべきであり、基本計画等最大限に公開し、自然保護関係者のみならず、広く関係分野の人々の参加を求めます。
37. 審議会のあり方について、今まで審議会は非公開であり、審議会委員には自然保護関係者が入っておりません。今後、審議会の公開を実施しますか。審議会に自然保護関係者を入れる考えはありますか。	審議会を公開するかどうかは、それぞれの審議会の判断によるべきものと考えますが、自然環境保全審議会の場合は、報道機関に対して公開しております。また、審議会のメンバーについては、自然保護の各分野から、それぞれ造詣の深い方々が選任されていると承知しております。	審議会は、公開が原則でしよう。自然保護関係者を委員に入れることは当然のことです。	
38. 公開の原則に基づき情報公開条例を制定する考えはありますか。	開かれた道政を一層推進するため、広く道民に行政情報を公開することは、意義があり、情報公開に積極的に取り組む考えです。	情報公開制度は、充分その内容を検討し、条例制定まで持って行きたいと考えています。	基本的に賛成です。警察情報であっても例外にすべきではありません。
39. 文化財保護・自然保護行政をすすめるにあたって、私権の制限と、これに対する補償、援助等の係りが、問題となっていないか、どう取り組みますか。	文化財や自然は、国民的財産であるが、一方、私権も尊重しなければならぬと考えます。その保護行政をすすめるに当たっては、私権者の理解と協力が得られるよう努めます。また、土地等	文化財、自然保護にあたって、私権がおかされないよう充分に留意します。また、補償や維持管理のための財政援助は強化します。	生活権は基本的なものであり、生活権にかかわる私権の制限については、必要な補償、援助を行なうべきです。

40. 以上の質問について、各々の項目に亘って、ご回答をいただけるものと思いますが、当選後の道政執行にあたって、これを具体化させるため、当団体とお話をする機会をつくるご用意がありますか。	の公有化などについては、ものによつては、検討していかなければならぬと考えます。可能な限り、対話の機会を持ちたいと考えております。	具体的な諸問題について、中には難しい問題もあり、施策の進捗もありません。個々の施策については、貴団体をはじめ、関係者(団体)とも充分に話し合いいたします。それが、私の道政参加の基本姿勢です。	よろこんで皆様との話し合いをもちたいと考えています。
---	--	---	----------------------------

一九八三年三月二二日
 編集発行 北海道自然保護団体連合
 代表 井手 貴夫
 事務所 札幌市北区北一条西一丁目
 北海道自然保護センター内
 小樽 四〇七一
 振替口座 (〇一一)七二二一五七二四
 連絡先 事務局長 田中 明子
 印刷 岩橋印刷株式会社